

平成28年9月5日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
8番	石山忠	議員	9番	阿部清	議員
10番	沖津一博	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

7番 太田芳彦 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
眞木立子	会計課長補佐	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係 局長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第3回定例会  
 平成28年9月5日(月) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○国井輝明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、7番太田芳彦議員であります。

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成28年9月5日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
10	手話条例の制定について	(1) 言語としての手話が、どこでも使える寒河江市の環境づくりについて (2) さまざまな課題を円滑に推進するための手話条例の制定について	6番 遠藤智与子	市長
11	安全な市民生活を守ることにについて	熊などによる被害の現状と対策について		市長
12	危機管理対策について	ハザードマップの進捗状況と災害時に備えた活用方法について	13番 柏倉信一	市長
13	指定管理者制度について	(1) 現況と課題について (2) 市営住宅の指定管理者制度導入について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
14	在宅医療の推進について	本市の在宅医療の現状と課題、今後の方針について (1) 厚生労働省が、先に公表した自宅で亡くなる「在宅死」の割合について (2) 在宅医療を推進するうえでの課題について (3) 市立病院における在宅医療の推進について	15番 内藤 明	市長 病院事業管理者
15	市立病院の防災・減災対策について	防災・減災のあり方と被災時の対策について		病院事業管理者
16	第24回参議院議員選挙における18、19歳の投票率について	(1) 県内の全調査数と本市の投票率について (2) 選挙啓発と今後の課題について		選挙管理委員長
17	教育行政について	(1) 次期学習指導要領改訂に向けての課題について ア 小学校の英語教育とコンピューターを活用するプログラミング教育について イ 授業時間の確保と教職員の多忙化について ウ アクティブ・ラーニングについて エ 日本語の基礎的読解力を優先する教育について (2) 2019年に実施される予定の英語の全国学力テストについて		教 育 長
18	平成27年度の決算と市政運営について	(1) 一般会計・特別会計等決算の課題認識と対策について (2) 寒河江市立病院事業会計決算の課題認識と対策について	8番 石山 忠	市長 病院事業管理者

○遠藤智与子議員 おはようございます。

### 遠藤智与子議員の質問

○國井輝明議長 通告番号10番、11番について、6番遠藤智与子議員。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

きょうは聾者の方が傍聴にいらっしゃっております。手話通訳の方が同席しております。また、インターネット中継でごらんになる聾者のために、きょうは私も手話を使って質問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号10番、手話条例の制定について質問いたします。

先日、山形美術館でダウン症の書道家金澤翔子さんと詩人の金子みすゞさん、お二人のコラボレーション展が開催されました。私も見に行っていました。「わたしと小鳥と鈴と」という詩の中に、「みんなちがって、みんないい」という箇所がありました。この最後の行は、自分を肯定してもらえたようなどこかほっとする空気があって、私は包まれるような気がいたしました。

今生きている誰もがどこで暮らしていてもほっとできる環境で生きられる、そんな社会を私は望んでいます。けれども、現実に耳が聞こえなかったり、目が見えなかったり、体や心に不自由さを抱えて生活する方々は、まだまだほっとできる環境には遠いと感じていらっしやいます。

ことし4月1日から施行されました障害者差別解消法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的」として制定されたものです。この法律を現実のものとしていくための一つとして、言語としての手話がどこでも使える寒河江市の環境づくりを進めることは、とても大切なことと考えます。

2年前の6月議会でも取り上げました内容ですが、そのときと今とでは状況も変化していると思います。そこで伺います。現在の全国での手話条例制定自治体の状況をまず教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

遠藤議員からは、手話条例の制定ということで御質問をいただき、26年の議会でも御質問をいただきましたが、現在の全国的な取り組みの状況についてどうかということでございます。一般社団法人全日本ろうあ連盟という団体のほうが平成22年度から手話言語法制定推進事業という取り組みを積極的に展開していただき、その中で各地方自治体においても手話言語条例の制定をする動きが活発化している状況でございます。

状況でございますけれども、平成25年度末では全国で4自治体が条例制定ということでしたが、26年度末では18自治体、27年度末では47の自治体、今年度8月現在では52の自治体が制定しているという状況になってございます。

この52の自治体のうち県レベルが8自治体、市町村が44市町村ということになっております。ちなみに、山形県は、県も含めて県内は制定をしている自治体はございません。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 今年度は52の自治体の手話条例をつくったというお話でございました。2年前とは大きく進歩しているなど感じております。

さて、「手話言語法制定を求める意見書」自治体議会請願運動は、2016年3月3日、栃木県芳賀町議会で採択されたことを受け、意見書採択率100%達成しました。意見書採択率100%達成は、過去にも例のない数字であり、手話言語法制定を望む国民、市民の総意であると言えます。また、地域において手話言語に関する施策を整備していく動きが広がっております。

ことし7月21日、手話を広める知事の会設立、手話言語フォーラムが開催されました。35の道府県知事が参加して設立総会を行い、正式に会が設立されたとのこと。山形県の吉村知事もその会の1人となっております。

ことし1月5日の山形新聞に、「知事の記者会見手話通訳導入 ネット中継に対応」という記事が載っておりました。吉村知事は、「障がいのある方にも発信し、県政を身近に感じてほしいと考えていた。実現できてよかった」と話しています。聾者の方からは、「高齢の方はインターネットを見られない人も多くて、できればテレビでも通訳を導入してほしい。けれども、それでもこの前進はすばらしくうれしい」と話しております。

また、ことし6月9日付の山形新聞には、手話言語法制定目指し、山形、鶴岡、新庄、長井の各市を含む全国250の市区長が6月8日、全国手話言語市区長会を設立したと報道しています。会長に就任した北海道石狩市の田岡克介市長は、手話をもっともっと多くの方が理解できるようになれば社会は変わっていくだろう、こう挨拶しております。このような一連の動向を市長はどのようにお感じになるか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、寒河江市におきましても平成26年の第2回定例会におきまして手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願が出されて採択をされているわけであり、遠藤議員御指摘のとおり、ことしの3月までに全国全ての中央議会で意見書が採択されているということでございます。

このことについては、全ての障がい者の皆さんは、可能な限り、言語、手話を含めて、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることというふうにも定められた改正障害者基本法の趣旨が十分普及、浸透して、聾者の方にとっても手話は聞こえる人の音声言語と同様にコミュニケーション手段としての大切な言語であるということについて、全国の地方議会、

そして議員の皆さんが十分理解をされた結果であるというふうに認識をしております。大変喜ばしいことではないかというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 全国で52の自治体が手話言語法制定に向けて100%の採決をしたということは、大変喜ばしいことだというお話でございました。

ことし施行されました障害者差別解消法は、聾者にとっても希望であり、光であります。しかし、中山町の手話言語条例の制定についての要望書を見てみますと、聾学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。ことし4月に施行された障害者差別解消法だけでは、私たちのコミュニケーションは保障されませんという箇所が書いてありました。障がいがある人もない人も、対等平等に生活できる環境づくりは当然のことであり、そのような考え方を広めていくことは行政の責務と考えますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、障がいがある方もない方も対等平等に生活できるような環境づくり、そしてその啓発活動というのは、大変行政にとって重要な役割ではないかというふうにも認識をしているところでございます。

ことしの3月策定をいたしました寒河江市の第3次の障がい者基本計画がございます。御案内かと思いますが、この中でも基本理念として「障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指すというふうにもしているところでございまして、その計画の柱の一つとして「地域で支えあうバリアフリー社会の実現」というものを掲げております。障がいの有無にかかわら

ず誰もが安全に、そして安心して生活できるようにソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を一層推進して、地域社会全体で支え合う仕組みの構築に鋭意取り組んでいくことにしているところでございます。

そのための具体的な施策として、情報を使いやすくする、いわゆる情報のアクセシビリティの推進というものを進めていこうとしておりますし、また手話、それから要約筆記、点訳、代読、代筆など障がいに合わせてさまざまな意思疎通の支援というものをさらに充実していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 情報を使いやすくしていくことは重要な役割である、そしてまた地域で支え合うバリアフリーの社会の実現に向けて力を尽くしていきたい、そのようなお話でございました。

ことし7月、相模原市の津久井やまゆり園で多くの障がい者が犠牲となった事件に衝撃が走りました。障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会の副会長であります新井たかねさんは言います。「生命と人間の尊厳を守ることは、政治と行政の最も根本的な責務です。この痛ましい事件を契機に、障がいのある人もない人も、公的な保障のもとで、さまざまな生き方を認め合い、支え合い、学び合い、成長し合う社会を実現していきたい」、そう語っております。私もここにおいでの方皆さんも全く同感であると思っております。

来年は山形でろう教育を考える全国討論集会が開催されるということです。もちろん手話を覚えることが最終的な目的ではなくて、共生社会、ともに生きる社会を目指す、これが、そのことこそが大きなロマンだと私は思います。その大きなロマンに向かって進んでいくわけですが、全国に先駆けて手話言語条例を制定

し、全国の注目を集めている鳥取県で、それに携わってきた障がい福祉課の担当職員は、「最終的には国のレベルで手話言語法が制定される必要がありますけれども、最初に手話条例をつくった自分たち自治体としては、先進的な施策を進め全国に広めていきたい」と語っています。

そこで、寒河江市でもぜひ手話条例を制定してほしいと考えていますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員からは、ロマンを実現に向かって進めていく必要があるというお話がありましたが、行政、政治はそのロマンを実現する大きな役割を担っているんだということを改めて肝に銘じさせていただければというふうに思います。

先ほど来、遠藤議員もおっしゃっていますが、私からも御答弁申しあげましたとおり、ああいふ事件などはあってはならないわけでありますので、我々としても障がいのあるなしにかかわらず生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現のためにどうしていくかということを考えますと、やはり、先ほども若干申しあげましたが、コミュニケーションの確保、手段の確保というのは大変重要な役割を担っていくんだろうというふうに思いますし、聾者の方にとって手話は言語であるということについても十分理解をしているところでございます。

寒河江市でも手話言語条例を制定してはどうかということでございます。全国の地方議会で採択になっているわけですが、なかなか国のほうでの法制化が進んでいかないところがあります。そういう我々としてもそういう状況などもつぶさに見させていただきながら、また、県内の動きなどもいろいろ伺いをしますと、県のほうは障がい者差別解消条例を制定しているわけでありまして、各自治体の中でも差別解消条例の取り組みなどについても検討しているところがあります。

そういう状況などもいろいろ我々のほうで研究をさせて、調査をさせていただきながら、先ほど申しましたが障がい者の基本計画を定めたわけでありますので、第3次の基本計画の趣旨も十分踏まえながら条例化の必要性について、もちろん市民の皆さんの理解ということが大前提でありましようから、そういった意味での啓発なども十分進めながら、また関係団体の皆さんの御意見などもお伺いした上で、その制定については検討を進めていきたいというふうを考えているところでございます。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 山形県の動向の中には、この手話条例制定を目指している動きもあるということですし、寒河江市としましては障がい者基本計画というものに沿って広く地域の皆さんにも啓発していく必要があると感じているというお話でございました。

そして、地域に住む皆さんの考え、それからもちろん当事者の方の考えも広く聞いて、社会的なバリアフリーが本当に実現できるように検討を進めていくというお話でございましたので、これはぜひ十分に検討していただき、聾者の方、そして広く市民の皆さんにも理解が深まりますように私は願いたいと思っています。そのため一緒に力を尽くしていきたいと思っています。

先ほど鳥取県で全国初のイベント、ありました。手話パフォーマンス甲子園というのがありました。おととしの26年11月23日に行われました。41のチームの応募があって、大変感動的な大会になったとのこと。高校生のエネルギーが熱く熱く燃え上がって、その後も高校生同士の交流が続いているということです。

私は、手話も若いうちから覚えたほうが身につくと感じています。幼稚園から小、中、高と学校で体験学習として手話を学んでいるところや、地域の町民サークルの指導で「ふるさと」の歌を手話などでコーラスしたりしているとこ

ろがある、そういうところがふえているということは、そういう情報は大変心強いものです。さらに、病院や企業などでも手話を使える人がもっともっとふえて垣根が取り払われていくのなら、寒河江市はもっともっと温かい、住みやすいまちになるのではないのでしょうか。

行政はそれを促進する必要があると思います。ぜひこのことも頭に、心にとめていただいて、頑張っって検討していかれますことを希望します。よろしく願いいたします。

私は、2年前の議会でもお話ししましたけれども、鳥取県が一番早い県として手話条例を制定しました。そして、そのときに三重県の松阪市というところも手話条例を早く、先駆けてつくったということをお話ししました。それで、手話条例ができてからとできる前と、どのような違いがありますかということをお電話で聞いてみました。そうしましたら、市民の皆さんが手話を教えてほしいという方がたくさんふえまして、ボランティアの方もいっぱい、聾者の方と一緒に駅の切符を買う体験を一緒にしたり、それからお寺、お参りを一緒にしたりして、そのようなことが不便なのか体験した、そういうことが広がってきているというお話をお聞きしました。

また、当事者の聾者の方からは、具体的なことと言えば、バスを待っているときとか、山形の駅のように「次に来ますよ」「電車が来ますよ」と電気がピカピカつくという、そういうことなんかも広くまちの中で取り上げてほしい、そういう要望も聞かれています。

それと、もう一つ、数カ月後には市長選挙もありますけれども、その選挙の公約ですね、思いですね。それを聾者の方も聞きたいと言っているんであります。それで、手話通訳の方はまだまだ少ないですから、みんなを集めて同じところで市長の考えとかを通訳して、皆さんにわかってもらおうような努力をしてほしいというよ

うなお話もされました。

また、2年後の私たち議員の一斉地方選挙のときでも、その一人一人の議員の考えをもっと聳者にも、それからほかに障がいをお持ちの方にもわかるような施策、それを進めていってほしいんだという切実な願いが寄せられております。これもあわせてぜひこれから考えていっていただきたいと思えます。

そのことで、この寒河江市が本当に心の温まる、住みやすい市になることを望みまして、この通告番号10番の手話条例制定についての質問は終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、通告番号11番、安全な市民生活を守ることについて。熊などによる被害の現状と対策について伺います。

先日1日の古沢議員の質問にもありました、鳥獣被害についての質問がありました。ですので、きょうは重複しないような質問をしたいと思えます。

先日、用事で白岩に行ったとき、畑の果樹が熊に食べられて困っているというお話を聞きました。実際に現場に出向いてタヌキの足跡、それから熊の足跡を見たのですけれども、熊はその後もやってきまして、梨を食べていったということです。そこで、まず熊による被害の状況をお伺いしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 野生鳥獣による被害状況ということでお答えをいたしますが、まず全体的な傾向からお答えをいたしますと、平成27年度の実績でありますけれども、山形県全体の被害額というのは5億8,100万円というふうになっております。県全体ですね。この額というのは、最も被害が多かったのは平成16年、13億900万円ということでありましたから、実に44%に減少しているという状況でありますし、寒河江市においても平成27年度の被害額は、先般お答えを

しましたが5,050万円ということで、これは平成16年の被害額が1億円でありましたから、約半分というふうになっております。全体の被害額が、鳥獣全体の。

しかしながら、熊についてはその被害額は年々増加をしているという状況であります。平成27年度が990万円、熊による被害というふうになっております。これもお答えをいたしました、その990万円の内訳、品目別というんですかね、内訳を申し上げますと、さくらんぼについてが380万円、ブドウについてが430万円、スモモが180万円ということに主なものになっているところでございます。

熊の出没については、ブナが豊作の年の翌年は個体数がふえるために多くなると言われておりまして、実は昨年が豊作の年であったということでもありますから、ことしがふえるという状況にあらうかというふうに思えます。これは、過去においても平成18年に全国的に熊の出没が多発したという例がありますから、それが裏づけているところでございます。

また、ことしは熊の餌となるブナの凶作が予測されるというようなところでありますので、これからキノコ狩りなどで入山の機会が多くなる秋の出没数も増加が懸念されているという状況にあらうかというふうに思えます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ブナの凶作ということで、被害が大きくなる可能性があるということでございました。地元の方から、出没した地域だけの問題にしないで、市全体の問題として考えてほしいんだというような要望がありました。この点についていかがでしょうか。まずお聞きしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 熊の要するに捕獲ということだろうと、御質問の趣旨はですね、だろうというふうに思いますが、地元からの要請に基づいて



緊急性とか必要性などを判断して、捕獲などの許可を得て、実際はわなの設置をするということにしているところでもあります。

わなの設置には、熊の場合は1カ月間の設置期間というふうになりますので、鳥獣被害対策実施隊による設置でありますとか、見回りなどにさせていただくということになりますから、そういう意味でぜひ地元の方の要請を受けてというふうになっているのが状況でありますし、もちろんいろんな経費もかかっていくところでもありますから、限られた予算と人員なども限られているところでもありますから、地元の皆さんと我々行政もいろいろ連携をしながら、効果的に対策に取り組んでいるという状況にあらうかというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 大体熊などが出没する場所というのは山手のほうでありますけれども、このわなですね、15万円くらいかかるということをお聞きしました。それを町会で負担をするということですかありますね。それで、その負担、1万5,000円くらいですね。そういうこともあわせて、やはりもっと地元の方はそういう苦勞もされておりますので、その御苦勞を軽くしていくというような支援が必要というふうに言われました。

それで、まず「わなをしてくれ」と言うてから、十日もたった後に終わっていたということを知って、十日も前にわなを仕掛けていただいていたのに、実際にはわからなかったというような行き違いとかもあります。ことし、猟友会実施隊という方が頑張って毎日毎日御苦勞されて、させていただいておりますけれども、そのような行き違いというようなことが、できればないほうがお互いのためになるわけですので、そういうことのないように、それからもっともっとスムーズな進め方といいますか、そういうことを、

改善策はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 地元の要請に基づいて迅速な対応をとという御要望かというふうに思いますけれども、ほかの鳥獣と違って、熊の場合は農作物だけでなくて人的な被害のおそれもあるということでもありますから、これは迅速な対応がやっぱり必要だというふうに思いますし、行き違いがあったとしたら、それはなくしていかなきゃなりません。

我々もそういうことがないように取り組んでいるところでありまして、寒河江市の場合、町会などから捕獲の要請があった場合には速やかに現場確認をさせていただいて、それから市の関係各課で庁内会議をして、それから対応を協議し、そして具体的に対応していくということになると出没場所への注意喚起の看板を設置したり、あるいは防災無線とかそれから広報車、チラシなどによって地域の皆さんへ周知をする、さらに学校、保育所、子供さんへの対応への連絡、そして必要に応じてはスクールバスでの送迎なども検討していくということになって、そして実施隊による捕獲という段取りで進めているところでもあります。

最近の例で言いますと、白岩の楯町会から8月の18日に要請を受けて、同日、同じ日に現場確認、庁内会議、広報連絡を行って、翌19日に捕獲許可の取得、それから実施隊の手配を行って、その次の日20日にわなの設置をしているところがございます。また、先般ですが、幸生町会から9月1日に要請を受けて、同日中に現場確認、庁内会議、広報連絡を行って、翌2日に捕獲の許可を取得して実施隊の手配をして、その次の日3日にわなの設置を行っているということで、できるだけ迅速に対応をしたいというふうに思います。

今後とも引き続き迅速かつ効果的な対応を、

いろいろ地元の皆さんの声などもお聞きしながら、対応していきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、先ほどわなの設置について全体的に経費は15万円ぐらいかかっているわけですね。また、おとり餌であります蜂の巣の経費として約1万5,000円、先ほど御指摘ありましたが、そのぐらい必要になってきているところがございます。そういうことで、現在はおとり餌代の負担というものを地元をお願いをしているという形になっています。

なお、この地元の負担の件については、ほかの自治体の状況などを調査した上で、その負担の軽減について検討していかなければならないというふうにも思います。いずれにしても地域の皆さんと一緒にやって取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** できるだけ迅速な素早い対応をしていきたいというお話でございました。地元の皆さんの声を聞いてもらって、円滑にスムーズに進んでいけるように期待したいと思いません。

それで、耕作放棄地というのがあって、普通の民家と耕作地の、農地の見分けがつかなくなってきているという状況がございます。その荒れ地の整備というのはどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 耕作放棄地の問題というのは、御質問の鳥獣被害の問題にかかわらずと申しませうか、もう少し、中山間のみならず市全域、広域的な、そして基本的な課題だろうというふうにも思いますし、そういう意味で農業者の皆さんの高齢化やあるいは後継者不足、営農形態の変化などさまざまな要因によって耕作放棄地の問題が惹起しているというふうにも思ってい

るわけでありませんが、事、鳥獣被害に対応して取り組むということに限定してお答えをすれば、定期的なそういう耕作放棄地などについてもパトロールをして、重ねながら、また所有者への啓発あるいはいろんな耕作放棄地をどういうふうに持っていくかなどについては少し時間がかかりますけれども、いろんな支援制度なども含めて所有者の皆さんあるいは地域の皆さんにもお話を申しあげて、何とかそういう工夫をして解消していくという取り組みをさせていただいているところがございます。

そういう意味で、時間がかかると言えばかかるわけでありましょうけれども、後継者の育成、さらには農地保全の総合的な取り組みなども含めて耕作放棄地の解消を進めながら、またこの有害鳥獣対策などにも資していければというふうに思っているところがございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** そうですね。耕作放棄地を皆さんと一緒に知恵を出し合って考えていく、それから鳥獣被害だけでなく広い視野に立った対策が求められているという認識だということでございます。熊にとってもおいしい果物などの味がわかってしまいますと、どうしても来てしまいますね。その区別、それから熊は熊できちんと生きられるような、すみ分けというんですか、この前の質問のお話の中にもありましたけれども、そういうことも必要になっていくというお話でございます。

7月21日、寒河江の園芸試験場で第3回鳥獣被害対策指導者養成講座研修会というのが行われたとお聞きしました。そのときの資料も見せていただいたのですけれども、それによりますと熊やイノシシの各種侵入防止柵というものつけ方の研修というのも行われたということです。この電気柵といいますのは、大変効果の、役に立つものだというふうに聞いておりますけれども、具体的な対策としてどのようにお考え

になっているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、現在のところこの電気柵の設置が大変最も直接的で効果が高いというふうに言われているわけであり、寒河江市としても農家、農業者の皆さん御自身が自主防衛の対策としてこの電気柵の設置について取り組んでいただけるようにしていきたいというふうに思っておりますし、そのための鳥獣被害軽減モデル事業による導入費用の支援などもさせていただいておりますし、また先ほどもお話ありましたが、電気柵の設置の講習会なども取り組んで、啓発活動の充実をしながら積極的に普及を図っていきたいというふうに考えているところであります。

ちなみに、9月の来る16日は平塩地区の農地を会場にして、この電気柵の設置研修会などが予定されているというところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 電気柵の活用をしていくということではございましたけれども、これは補助というものがあるやにお聞きしましたけれども、それはどのように、どのくらいの補助があるのかわかりましたら。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 大変失礼しました。県と市が4分の1ずつということで、合わせて2分の1程度の補助になっております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** わかりました。4分の1ずつの補助があつて、本人の負担が半分ということですね。

先ほども市長がおっしゃいましたけれども、なるべく市民の方の負担を軽くしていくというふうなお考えでいらっしゃいますので、これをさらに進めていって、補助額でも多くしていくですとか、とにかく市民の、当事者の負担がなるべく軽くなるような対策をよろしくお願ひし

たいと思います。

秋になりますと、農繁期になりまして早朝から農地に出る機会がふえていきます。また、一方、熊は冬眠に備えて餌を求めて活発に動き回っていきます。人と熊が鉢合わせになって、大変危険なことになる。山形新聞にも毎日のように熊の報道が載っておりますね。ですので、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、人身の被害があつてからでは遅いので、その人身の被害がないような最善の対策を進めていかれますようお願いしたいと思います。

熊も必死で生きておりますし、保護動物にもなっておりますね。知恵を出し合つて、お互いにすみ分けできるように、そんなまちづくりを、安全で安心なまちづくりをしていかれますことを望みます。そして、先ほども言いました障がい者にも優しいまちづくりをどうかこれからもっともっと進めていっていただきますことを重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 柏倉信一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号12番、13番について、13番柏倉信一議員。

○**柏倉信一議員** おはようございます。

ただいま華麗な遠藤議員の手話をお聞きしまして、また熱の入った一般質問を拝聴したわけですが、きょうは非常にやりづらいなど。できたら、私の順番を変えてほしいなど思いながら聞いておつたわけですが、それもまいりませんので、気を強く持ちまして一般質問に入らせていただきたいと思います。

危機管理対策について質問をさせていただくわけですが、御案内のとおり8月30日、台風10号が東北、北海道を襲いました。1951年の統計開始以来、初めて東北地方に上陸。日本付近で発生した台風としては11日と3時間という、46

年ぶりに長寿記録を更新。岩手県、北海道などを中心に甚大な被害をもたらしました。

このたびの災害対応について自治体の対応がさまざま報道されていますが、岩手県岩泉町と北海道南富良野町の対応は対照的となっております。避難勧告を発することなく台風が通過した岩泉町、現時点で13名の死者、行方不明者も数名おると報道されております。一方、南富良野町は大規模な浸水被害が予想された200軒を超える集落の一軒一軒に電話で職員が避難を指示。電話の通じない家庭には職員が訪問し避難をしていただき、死者はなかったとのこと。もちろん、現在の報道だけではわからない事情も当然あると思いますが、災害時における対応の難しさ、重要性を痛感させられます。

話は変わりますが、先般我が寒河江市で火災がございました。鎮火まで3時間以上となったわけですが、発生場所が私の地元であり、現場にとりあえず駆けつけましたところ、市長もほとんどなく現場に來られました。時間帯がちょうど昼食時で、30度を超える炎天下だったわけですが、現場に到着した市長はちゅうちょすることなく田んぼのあぜ道を1人歩いて、火災の中心に進んでいかれました。有事において先頭に立って対応するという強い意志のあらわれではないかと思い、共感を覚えました。

これから質問に入らせていただきますが、きっと私の意図するところ、御理解をいただけるものと確信をしております。

さて、通告番号12番についてであります。大規模な災害、洪水、地震、土砂崩れなどの発生時において対応を検討する上で、行政側にとっても市民にとっても大切な資料となるのはハザードマップなわけで、このたび国土交通省などの新たな情報発信に伴いハザードマップを新たに作成されるようですが、進捗状況と掲載内容はどのようなものをお考えおられるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今あるハザードマップというのは、これですけれどもね、平成20年の3月に策定をしたものであります。内容については、最上川、寒河江川については100年に1回、それから沼川については50年に1回の大雨に対する浸水想定区域と避難場所の地図を中心にしたものでございます。いわゆる洪水のハザードマップということで、A1判というんですかね、裏表の地図になっているところではありますが、今年度新たに策定をするマップというのは、洪水だけでなく土砂災害、それから地震、先ほどありました火災など全ての災害について掲載をする、いわゆる総合的な防災マップを計画しているところでございます。

今、見本的なものがありますが、こういう感じになって冊子になっていくというふうに思っております。そして、住宅地図のような地図もあるというふうに、見開きになる予定にしているところでございまして、内容的にも例えば地震発生時の時間経過別の行動マニュアルなどについても盛り込むということで、もちろん充実した内容にしていきたいというふうに思いますし、また熊本地震などでも話題になりました市内の活断層などについては、山大の先生に依頼をして現地調査を行って、震度分布図とともにより大きい尺度の地図に表記をしていくということを計画しているところでございます。

今、全体の構想はまとまっておりまして、土砂災害などのデータもそろっている状況であります。国交省が見直しを行っている浸水想定区域については、今月中に公表されるという見込みでありますから、その後情報を原稿作成に進めていくという状況になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 今、答弁をいただいたわけですが、災害というのは多種多様にわたって

いる関係上、そのようなことも十分踏まえたハザードマップを検討されるということでございますので、でき上りを私も楽しみにさせていただきたいというふうに思っております。

昨年9月発生の関東・東北豪雨では、鬼怒川の氾濫により広範囲な地域で浸水被害がございました。床上浸水約4,400戸、床下浸水6,600戸、自宅の2階などで孤立して救助された人は4,400人に及びました。この災害において、常総市の洪水ハザードマップでの想定浸水エリアと実際の浸水地域はほぼ一致していたにもかかわらず、4,400人も救助者が出てしまったということは、せっかくつくった常総市のハザードマップは余り活用されていなかったというふうに考えられるのではないのでしょうか。

そこで、本市で新たに作成するハザードマップをどのように市民に周知徹底を図られるのか伺います。ICTの時代であり、こうしたデータをスマホ、タブレットなどに取り込めるようにすることと、逆にICTを苦手とする高齢層に周知を図ることも真剣に取り組むべき課題と考えます。また、自主防災組織との連携などはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新しい防災マップについても、もちろん全戸配布して周知を図ることにしております。もちろん、これはつくるのが目的ではありませんので、それをやっぱり市民全員が理解をして役立てていただくということが目的でありますから、全戸配布と同時にPDF化をして、市のホームページなどにも掲載をして、パソコンやスマートフォンなどでもごらんいただけるようにしていきたいというふうに考えておりますし、また御指摘のとおり高齢者などの皆さんにも配慮という点では、先ほどお示しをしましたが、新しいマップはB4判の冊子で文字

を大きくして、また地図を分割して大きい尺度で見やすくするというふうに行っているところでもありますし、できるだけわかりやすい表現、内容にもつくっていききたいというふうに思います。

さらに、新しいマップには災害の備えあるいは災害に遭ったときの行動などできるだけ丁寧に、具体的に記載をしていくことにしておりますし、そういう意味では、この地域の自主防災組織の皆さん方の災害学習あるいは防災訓練などでも大いに活用していただけるよう、有効な利活用というものを想定してつくってほしいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただいたわけですが、いろいろな報道の話を聞いておられますと、人というのは逃げるのを嫌うというようなことがよく言われておるわけで、そういう意味でいかに大変な状態になるのかということを知りたがるのと、なかなか逃げていただけないというか、そういうような嫌いもあるわけで、非常に難しいなというふうに感じるわけですが、当然のことながら災害時には多くの手荷物を運んで逃げるというのは非常に難しいわけで、多くの情報を集約できるスマホなどは大変便利なもので、私もハザードマップをスクリーンショットしてタブレットに入れて常に持ち歩くことで、災害に備えているつもりでございます。

こうしたスマホ等を初めとするICTの災害時における活用法というのは、これから大きく変わってくるのではないかなというふうに考えられるわけで、非常時に被災された方々は何を今望んでいるのか、不足している物品は何かというものを把握する上で、スマホ等々の端末を経由してどんなことが検索されているかを知ること、求められているものを把握できる時代だというふうに私は考えております。

熊本地震の際に、スマホから数多く検索され

た項目は「コンビニ」「ガス」「水道」この3つだったというふうに言われております。なぜコンビニ、いわゆるセブンイレブンが検索されたかというふうにいいますと、「政府が70万食の食料をコンビニに配付」というような発表をされたというようなことで、どこのコンビニに行けば食料が手に入るのかを知るために検索されたと。

時間の関係上、ガス、水道の説明は省略しますが、こうしたことなどを行政側は考えずに情報発信をしている。何を検索しているのかなんて知る由もないわけですけれども、そういう状態の中で一方通行で情報発信をしている背景には、こういうようなことが起きてくるというようなことで、要約して申し上げますと、検索数の多いものが早急に必要とされていることなので、これをリアルタイムで把握できれば混乱にいち早く対処できるということになるのかなど。今後においては、災害時も情報統括責任的な人間を指名する必要も生まれてくるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、先ほど来申しあげましたとおり、こういう現象とは反対に、こうしたこと、いわゆるスマホにしてもタブレットにしてもICTを苦手とする高齢者などには、ハザードマップや災害における対応のやっぱり周知を図っておかないとなかなか難しいのかなど。市長の答弁にもあったとおりであるわけですが、自主防災組織なんかを有効に活用しての周知の徹底、訓練などを行うことがやっぱり大事なのかなというふうに思うところであります。

昨今は情報社会になって、すごい勢いで情報が飛び交っているわけですけれども、デジタルディバイドといえますか、いわゆる情報格差、知っている者だけが恵まれて、知らない人は損をするというようなことでは行政としてはなかなか難しいわけで、そんなことも踏まえてぜひ高齢者等々いわゆるICTに弱い方々に対する

周知をぜひ検討していただきたいというふうに申しあげたいと思います。

次に、災害時における対応の中で本市では防災鍋などの備品、非常時における食料等も備蓄をされていると思いますが、これはどこに何をどれぐらいの数量が確保されているのか、わかれば県の備蓄品なども含めて御質問をさせていただきます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害時における備蓄品について御質問ありましたが、ちょっと長くなりますけれどもお答えを申しあげたいと思います。

寒河江市では、地区公民館3カ所、小学校10カ所、中学校3カ所、それと市民体育館の合計17カ所に防災倉庫を設置しているところでございます。この備蓄品の数量については、山形盆地断層帯の地震が冬早朝に発生した場合、最も多くの避難者の数になるという県の調査で想定されておりますので、そういったことを想定してその数である5,256人という数を基準として計算をしているところでございます。

防災資機材の数量であります。防災倉庫の総数として発電機、ガソリン携行缶、コードリール、テントがそれぞれ24基、それに投光器が48基、それから簡易担架17基、毛布が1,340枚、アルミブランケットが1,300枚、それから簡易トイレ2万個、間仕切り72個の備蓄があるわけでありまして。

また、食料品については、先ほど御質問にもありましたが、我々としてはあの大きな災害を受けておりませんので、東日本大震災を経験した自治体が策定をした備蓄計画などを参考にしているところでございます。それでは、避難者の約70%の方は3日間の非常時の食料を備えている、持っているということになっているところでありますし、またコンビニの話がありましたが、災害協定事業者が備蓄をして、いわゆる流通備蓄が大体18%というふうになっておりま

すので、残りの52%分を市が備蓄するという計画であります。3日分であります。4日目以降については、各地のほうから送られてくる支援物資の活用あるいは新規購入ということで計画をしているところでございます。

当初、備蓄計画については27年度から30年までの4カ年でそろえる予定をしておりましたが、熊本地震なども考慮して前倒しして、来年度まででそろえたいというふうに思っているところでございます。

現在の備蓄状況でございますけれども、飲料水として500ミリリットルペットボトルが、ちょっと細かくなりますが、各公民館単位に申しあげますと柴橋地区公民館が456本、西部地区公民館が1,200本、またパンが柴橋地区公民館に120食、西部地区公民館に192食、またビスケットが柴橋地区公民館に96食、西部地区公民館に96食、またアルファ米が南部地区公民館に150食、柴橋地区公民館に300食、西部地区公民館にも300食ということで、備蓄を現時点ではしているところでございます。

また、食品類については保存期限が5カ年ということでありますので、地域あるいは市の防災訓練などで活用しながら計画的に更新をしていくということにしているところでございます。

なお、県の備蓄品についてもお尋ねがございましたが、管内では村山総合支所西庁舎のほうにアルファ米が6,000食、飲料水が2,400本、毛布が425枚、防災シートが125枚、トイレセットが2,400セット、避難用テント5基が備蓄されているというふうに聞いているところでございます。以上であります。

○**國井輝明議長** お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 詳細に答弁を頂戴いたしました。かなりの数量だなというふうにお聞きをしておりました。しかしながら、それだけのものを常時確保するのも、予算的にも大変なものだなと。なおかつ、いつでも使えるというような状態になっていないと大変だというようなことで、非常に難しい部分があるわけですがけれども、やっぱり災害というのはどこの自治体、いわゆる災害に遭った自治体の話を聞いてもそんなことは想定していないとか、想定する可能性というのは非常に少ないというようなことが起こるから災害が大きくなるわけで、市長の答弁にもあったとおり常に賞味期限等々も加味しながら保管をしていただき、また不測の事態に備えていただきたいなど。そうすることが、安全に市民が暮らせるということだろうというふうに思いますので、よろしくひとつお願いをいたします。

市長もお示しになりましたけれども、平成20年につくられたこのハザードマップを拝見いたしますと、本市においては、当然今はいろいろ改良等々もあると思いますが、白岩地区の一部、南東部地区が水災の可能性があると。日田の一部あるいは新山、南部地区などがこれに当たりまして、土砂災害は平塩地区、地震については先ほど来お話が出ておりますとおり山形盆地活断層帯を抱えており、全市的に地震に対する対応は大きな問題だというふうなことになるわけで、こうした大きな災害に見舞われた際の復旧には民間の保険も大きな力を発揮すると言われております。こうしたことも視野に地震保険や水災特約といった民間保険の加入も推進すべきと考えます。そうした意味で、民間保険の助言などもハザードマップに掲載してはと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、熊本の地震あるいはそれに関連して県内の活断層の報道などによりまして、大変市民の皆さんからも山形盆地断層帯などの活断層については関心も高くなっているというふうに思っております。直下型の大型地震が発生した場合は、耐震化の状況にもよろうかというふうに思いますけれども、どうしても家屋の損壊というのが生ずるわけでございます。建物等の損害があった場合に、被害に遭われた方は災害保険に加入していれば、その災害保険から保険金が支払われるということで、大変心強く思われるのではないかとこのように思います。

災害保険には、都道府県民共済などの火災共済、それから損保保険会社の火災保険などさまざま、それぞれ特徴を持った自然災害用の保険があるというふうにも聞いております。個人が合った保険を選ばれるというふうになるかというふうに思います。

新たな防災マップの中にこの災害保険の加入促進というものをしてはどうかということですが、今計画している、先ほどお見せをいたしました、この中にも少し、例えば我が家の防災対策あるいはチェックなどという項目があって、例えば家の中の安全対策とか家の周辺の安全対策などというのを記載する予定をしておりますから、そういうときに例えば保険についてはどうなのかなどというチェックするというんですかね、そういう形では少し検討していきたいというふうに思います。

もちろん保険会社の個別に促進というわけにもなかなか行政のマップではいきませんが、そういう準備というんですかね、そういうところで「されていますか」とかということではできないのではないかとこのように検討させていただきたいと思っておりますし、またこれもこれからの検討になりますが、例えばこれに少し広告を載せるなどということになれば、いざという

きに活用できるような場合も考えられるのではないかとこのように思いますから、そういう意味であわせて検討はしていきたいというふうに思います。

○國井輝明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 御検討をいただけるということでございますけれども、御案内の方も多いかと思っておりますけれども、地震保険というのは当然のことながら一般の住宅にしか該当しないというようなことで、またなおかつ評価額の半分しか落ちないと、そういうような決まりがあって、仮に住宅が崩壊しても、例えば3,000万円の住宅であれば1,500万円が上限。これだけではちょっとなかなか復旧するには大変だということなので、よく3.11あたりで言われたのは借金が残ったままで家がなくなってしまったと。

これではなかなか復旧できないというのは当たり前のことなわけで、そんな意味合いも含めて、市長おっしゃるとおり民間保険のセールス的なことを行政がやるわけにはいかないわけですが、ただ、こういうようなことも一つの備えというようにすることで必要ではないかなというふうに思ったものですから質問させていただきましたけれども、昨今の民間の保険会社というのはすごいなと思ったんですけれども、日本全国どこでも自分の住所を話すると、独自のアプリをもって使ってアドバイスをさせていただいて、どのような保険に入ったほうがいいですよというように、詳細に分析していただけるんですね。

私のほうの自宅の場合、日田の字五反8の8というふうに申しあげましたら、地震情報ということでは山形盆地活断層帯南部1キロ以内になって、地盤はやや揺れにくく、浸水リスクが低く、標高90.5メートル、土砂災害は非該当地域だということに言われました。

そんなことも頭に置いて私は火災保険と地震保険に入らせていただいて、先ほど申しあげま



したとおり自宅は半分しか落ちないということなので、家財も入らせていただいて、その家財もやっぱり半分しか落ちないわけですけれども、足せば大体1戸分くらいの保険が落ちてくるというような、私の個人的な保険はそのように入会をさせていただいたんですけれども、あえて復旧ということに、もし被災になれば、これは行政頼みだけでは当然のことながら限界があるわけで、地震保険が半分しか落ちない、あるいは一般住宅にしか該当しないという背景には、当然のことながら広範囲にわたって地震というのは災害エリアが広がっていくということで、民間会社だって補償し切れないというような部分もあつてのことだというふうに思いますので、先ほど市長も答弁の中で触れられましたけれども、熊本地震、事故の受付件数は21万件以上だというようなことで、民間保険会社は3.11の経験等々も踏まえて、自治体よりも早く被害に遭われたところにお邪魔をして対応した例もあるなどというようなことで、こういうような事例もあつたもんだから、余り苦情が聞こえてこないというような部分もあつたのかなというふうに思ったものですから、先ほど来申しあげました、きょうの山新、市長ごらんになったかどうかですけれども、2面のところに国交省が水害時の対応に係る市町村向け啓発ビデオというようなことがきょうの山新に掲載になっておりました。

私も朝、ちょっと出がけに12分ぐらいのビデオだったと思いますけれども、実際被害に遭われた市町村の首長さんが経験等々も踏まえて助言をしておられるというようなことで拝見をさせていただきました。市長も時間をつくっていただいて、本当に各市長さんが出られてこういうようなことがあつた、あるいはこういうような対応が重要ですよというようなことを話しておられましたので、ぜひごらんになっていただければなというふうに思います。

次に、通告番号13番、指定管理者制度についてでございます。

寒河江市では、現在19の団体が指定管理者となっているわけですが、現況と課題についてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の公の施設に係る指定管理者制度、平成18年度より導入をさせていただいているところでございます。御指摘のとおり、現在30の施設について19団体と協定の締結を行っているというところでございます。

今後、新たな導入ということについては、例えば条件が整って効果が期待できるということであれば検討の対象としても考えていきたいというふうにも考えているところでございますが、指定管理者の選定などに当たっては、申請団体から出されます事業計画書などについて庁内で組織する指定管理者審査選定委員会というものがありますが、そこで検討を行って決定をしているところでございます。

現況はどうか、課題はどうかということですが、御案内のとおり施設については大変老朽化しているということで、その修繕費などが増加をしている、また施設によっては利用者が減少傾向にあるというようなところもございます。また、例えば保育所などについては保育士の人材確保などについても大変苦勞するというような状況になっているところでございます。保育所などについては、保護者の皆さんのニーズなどにも十分柔軟に対応していけるように指定管理団体と市のほうで随時協議を重ねて、共通認識を持ちながら課題解決に向けて取り組んでいるという状況がでございます。

それぞれの施設においても課題などがあるわけでありましてけれども、共有しながら指定管理団体と連携をしながら運営をしていただいているという状況にあらうかと思っております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** この指定管理者を選定するに当たっては、議会の議決も必要としているというような関係上、当然我々議員も大いに責任があるわけでございますけれども、この指定管理者制度の意義というのは施設運営面でのサービス向上、あるいはこういったことをもとにして利用者の利便性の向上と管理運営経費の削減が上げられておるわけで、利用者の声を反映させる上で現在の指定管理者についてどのような検証をされておられるか改めて伺いをいたしたいと思っております。

私の考えとしては、やっぱり検証というのは外部の組織を導入するのが望ましいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 検証、大変大事なことだというふうに思いますし、今、市のほうで行っている検証については、毎年指定管理団体のほうから提出をされる事業報告書などに基づいて、その報告書を担当課が評価をしているわけでありませう。その評価結果について指定管理者、先ほど申しあげました審査選定委員会において協議をして、最終的な評価点というものをつけて、これについては議員の皆様にも御報告をさせていただいているという状況にあるかと思っております。

その評価基準につきましては、一般施設で申しあげますと施設の利用実績、さらには自主事業や独自サービスの実績、そして緊急時の対策など53項目を基準にしております。また、保育所にあつては保育サービスの実施状況、保護者に対する情報の提供、さらには適正な人員配置など10項目を評価基準にしているところでございます。

外部組織での検証ということの御提案がございました。いろいろな取り組みがあらうかというふうに思っているところであります。現在は、保育所におきましては保護者アンケートを実施して運営に反映をさせていただいておりますし、

市民浴場においては利用者アンケートを行ってサービスの向上に努めているところでございます。ほかの自治体の例などを見ますと、評価会議というものを設けてメンバーに外部有識者を含めている場合もあります。そういう意味で、それぞれの施設の設置目的などを考慮しながら、外部評価制度についても広く検討していければというふうに思います。また一方で、例えばモデル的に担当課が評価をする際に外部のアドバイザーから意見をいただく仕組みなども検討できればなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても各施設において指定管理者制度の趣旨を十分踏まえながら、利用者の声を大いに反映をして、利便性の向上、そして運営経費の削減が図られるよう鋭意努めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** この質問をさせていただいたのは、誤解を招くと困るわけですが、苦情を言いたいというようなことではなくて、建設的な意見というような捉え方で質問に加えさせていただきましたので、先日の渡邊議員のチェリーランドの整備に関する市長答弁にございましたとおり、広く市民の意見を吸い上げてほしいというようなことで、このたび私は質問をさせていただきました。

当然、利用者の声を吸い上げることで利便性の向上とか経費の削減というふうに、それに結びつくというふうに思いますので、たまたまですけれども、先般、市民体育館の合宿所を利用された方にちょっと私お話をお聞きしたんですが、あそこは食事、使われた人の意見によりまして、別に食事なんかは、子供さんの合宿ということもあつたので準備していただかなくても、体験ということも含めて親子でつくってもいいのではないかと。あるいは、当直も数名の父兄と一緒に宿泊しても構わないのではない

かと。逆に、そういうことがかえって子供たちのためになるのではないかというような御意見がございました。これは、現状では食事、宿直等々は現在の指定管理者が外部に委託をしておられるというように承っておりますけれども、この件に関しては通告しておりませんので答弁を問うつもりはございませんけれども、このような事例もあるので、できるだけ風通しのいいような検証のスタイル、もちろんその施設によって捉え方も違うというふうには思いますが、ぜひお含みをいただいて、今後検討課題としていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、施設の性格上、市営住宅は指定管理者制度を導入するのが望ましいというふうに考えるのですが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、寒河江市におきましては5つの団地、198戸の市営住宅を管理しているところですが、大変老朽化している住宅も見られますので、建てかえも含めてこれからの整備、管理方法のあり方をどうしていくかというのが喫緊の課題になっているところでございます。そういう意味で、今年度、市営住宅の課題の解決や将来の市営住宅の姿を探りながら、今後の市営住宅の需要見込みに対する供給方針、さらには管理方法なども含めて市営住宅整備計画の策定を行っているところでございます。

この御質問の指定管理者制度導入はどうかということでございますけれども、市営住宅の管理運営にとっても大変有効な手段の一つではないかというふうにも認識しておりますので、今後、今取り組んでいる整備計画の策定に合わせて現在の管理方法とこれから指定管理者制度を導入した場合の管理方法を比較、検討しながら、また公営住宅の管理については他の自治体とか、県もそうだと思いますが、指定管理を導入しているところがありますので、そういった状況な

ども調査研究をさせていただいて検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** ちょっと私が予期していない部分があったもんですから、整備計画そのものを検討中だということですので、そういう状況だとすれば単純にすぐどうだというような結論はなかなか出せないのかなど。いろんな意味で、市営住宅たくさんあるわけですけども、存続も含めての検討というようなことではないかなというふうに思いながら承っております。

市長、今の答弁にもございましたとおり、県では134の指定管理者制度を導入しているわけですけども、77ある県営住宅を一括して指定管理者に委託をしているというようなこともございます。そういうような動向も踏まえて、指定管理者制度導入をぜひ御検討いただきたいというふうに申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 内藤 明議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番から17番までについて、15番内藤 明議員。

○**内藤 明議員** 通告しております14、15、16、17について、市長並びに教育長、選挙管理委員長、また病院事業管理者にお尋ねをしたいというふうに思います。

なお、質問項目がいっぱいになってしましまして、ちょっと時間配分がどのようになるか、先のほうがボリュームがありそうなのでちょっと戸惑っておりますけれども、そういう意味で前置きをなくして質問に入らせていただきたいというふうに思います。

最初に、在宅医療の推進について佐藤市長にお尋ねをいたします。

厚生労働省は、住みなれた地域で最後まで暮

らせるようにする地域包括ケアシステムづくりを進めておりますが、在宅医療の推進に何が必要かを検討するための資料として、2014年の人口動態調査をもとに、去る7月に全死亡者のうち自宅で亡くなる人の割合、在宅死について全国の市町村別のデータを公表いたしました。

そこで、初めに在宅死についてお伺いいたしますが、全国の平均値をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 端的にお答えをいたしますが、平成26年の在宅死の全国平均12.8%でございます。病院、診療所で亡くなる方が77.3%、残りが老人ホームなどとなっているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、本市などの人口の状況にある5万人未満の自治体の平均値について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これ、全国の5万人未満の自治体の平均値というのは、公表になっておりません。だから、わからないということですが、県内の5万人未満の市町村の平均値について県に照会をしたところ、11.1%となっているところであります。

なお、5万人以上の市の平均値、これは11.2%でありますから、人口規模によってほとんど差がないという状況かと思えます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** そこで、県内の状況も公表されておりますので、県内のほかの市と比較しての本市の在宅死の状況をどのように判断されているのかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の26年の在宅死の割合は、12.4%となっているところでございます。県内の平均、先ほども若干申しあげましたが、

県の試算によりますと11.1%となっているところでありまして、それは平均よりも高いということで、寒河江市は県内では高いほうから数えて10番目ということでございます。

しかしながら、この在宅死の割合というものをどういうふうにかえるかということですが、平成25年の12月に寒河江市で実施いたしました在宅医療等に関するアンケート調査がございすけれども、その結果では「医療、介護が必要となったとき、どこで過ごされたいですか」という問いに対して、39.6%が「自宅」という回答をいただいております。約4割が自宅で過ごしたいということでもありますから、その4割と今回の12.4%、大分ギャップがあるというふうに思います。そういう両方の数字が、妥当性があるという前提に立てば、そのニーズに十分応えていけるような在宅医療、介護の対策の充実と、そして連携の強化、受け皿の整備などを講じていく必要があるというふうにも感じているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** この厚生労働省の公表した数字によりますと、在宅死の中には例えばグループホームやサービスつきの高齢者住宅などで亡くなった人も含まれるということで、必ずしも私たちの思い描いているような在宅死の状況とはまた違うのかなというふうな思いもありますけれども、そこで次に在宅医療に関するところでありますが、在宅医療を推進する上での課題についてお尋ねしたいというふうに思っておりますが、私は現在の在宅死が本当に、先ほど申しあげましたように、望ましいものになっているのかどうかということをやっぱり問い直す必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。

といいますのは、例えば病院から、大変失礼な言い方になりますけれども、追い出されるような形で退院をする、そして亡くなる。あるい

は、ひとり暮らしの孤独死などからすると、そんなのも先ほど申しあげましたように在宅死に含まれるということでもありますから、不慮やあるいは不本意でない、本人にとって満足のいく、つまり在宅死をふやすことを考えて、在宅医療の充実を図るべきではないのかなというふうに考えているところでありますが、市長の御見解を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員御指摘のとおり、御本人が希望するような形での在宅のほうに移られるということがあるべき姿だというふうに思いますし、御指摘のような理由によって在宅医療生活に至るといようなことがないように、そういうふうにならないように、例えば症状が安定し退院が近くなった患者さんには、個々の実情や希望に沿った形で退院から在宅療養までの円滑な移行ができるように、医療介護関係者などの連携を強化していく必要があります。また、病院における退院支援の充実、さらには退院後の診療所、訪問看護、介護施設等における受け入れ態勢の整備などを安心して、医療介護が受けることができる環境づくりというものがますます大事になってきているのではないかとこのように思います。

そのため、寒河江市では地域包括ケアシステム構築というものを目指して、住まい、医療、介護、そして生活支援、介護予防ということを包括的に整備をしていきたいというふうに考えて進めているところでございます。

それから、御案内かと思いますが、ことしの3月には在宅医療と介護の連携をより一層推進していくということで、寒河江市を含めた1市4町と西郡の医師会が共同で寒河江市西村山郡在宅医療介護連携支援室たんぼぼというものをハートフルセンターに移行設置をしたところであります。そういう意味で、住みなれた御自宅のほうで生活をしていただけるような環

境をより充実していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** そこで、今市長の答弁にもございましたが、地域包括ケアシステムづくりを進めながら在宅医療というようなことの推進を図りたいというふうなことでありますけれども、それを充実するために今、先ほどもありましたが、市でいろいろと医師会との連動をなさっての推進を図られているわけではありますが、そこで今そうした在宅医療を進める上で課題になりつつあるものも明らかになってきているというふうに思われますが、その課題等があれば承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたが25年のアンケート調査によりますと、「在宅医療、介護を受けることについてどのようなイメージをお持ちですか」という問いに対して、88.3%の方が「どのような医療を受けられるかわからない」、また86.3%の方が「どのような介護サービスを受けられるかわからない」という回答をしているのでありますね。また、別な内容ですけれども、92.5%の方が「急に症状が変わったときの対応ができない」というふうに思っているし、また87.6%の方が「訪問診療をしてくれる医師を見つけるのが難しい」、97.1%の方が「家族に負担がかかる」、96.4%の方が「療養できる部屋や風呂、トイレなど住環境が整っている必要がある」というふうに答えているんですね。

ですから、そういう意味でこの在宅医療介護の推進ということについては、一つはやっぱり医療機関のほうでも24時間の受け入れ態勢の整備をしていく必要がありますし、また訪問診療を行う医師の確保などが必要であります。そういう意味で、さらに体制の充実をしながら、また先ほどのアンケートにもありましたが、住宅

のバリアフリー化など住宅改修に対する支援を充実していくなどということも必要であろうというふうに思いますし、現在でもさまざまな支援制度があるわけでありますので、より一層市民の皆さんに周知を図りながら、そういう意識啓発につなげていければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、市長からもお話ございました。在宅医療の問題で課題として取り組まれる中でも、例えば在宅医療に取り組まれる医師の不足の問題であるとかそういうふうなお話も出てきましたけれども、そうした皆さんと特に連携をしながら、つまりそうしたシステムをつくっていくということは大変重要なことであるというふうに思うわけでありますけれども、そこで市立病院の事業管理者にお尋ねをしたいというふうに思っていますが、この在宅医療を推進する上で、今市長からもお話ありましたけれども、この医師の不足なんていうようなことを考えれば、これから市立病院の置かれている状況もありますけれども、今後非常に大きな役割を果たさなければならなくなるんじゃないのかなというのを私は基本的に思っています。

例えば、これからの市立病院は非常に厳しい状況に置かれておりますので、それも含めてますます厳しくなるんじゃないかというような思いもなくはないわけでありますが、その2つのものを両立するというのはなかなか厳しい問題があるというふうに思いますけれども、全国的な課題として取り沙汰されているのが、この在宅医療に取り組む医師の不足だというふうに言われております。

そして、もう一つはそのほか医療の人材、介護などのスキルアップというふうに言われているわけでありますけれども、そこでこうした地域医療あるいは地域の課題というふうなことを考えれば、自治体病院において主体的にこの在

宅医療にかかわっていく、あるいは在宅診療にかかわっていくというふうなことが求められてくるんじゃないのかなというふうに思うわけでありますけれども、またそういうふうに進めるべきだというふうな見解もあるようでございます。病院事業管理者の御所見を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答えを申し上げます。

国から示されております地域包括ケアシステムを踏まえ、当院といたしましても在宅診療の充実を図っていく必要性があると考えております。在宅診療については、当院の患者さんに限ってですが、状態に応じてこれまでも取り組んできたところであり、平成27年度の訪問診療実績件数は延べ11件、平成28年度は8月までで延べ8件でありました。

より在宅診療の充実が図れるよう地域診療所との連携を密にし、診療体制の見直し、検討を続けてまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 図らずも私の思いと一致しまして、ぜひ充実に努めていただきたいというふうに思っているところであります。

続きまして、市立病院の防災・減災のあり方と被災時の対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

今年に入り、4月の熊本・大分地震が発生し、収束を見ない中で、その後も各地で地震が頻発をしております。大規模な地震への備えが重要性を帯びてきているというふうに思います。そんな折、日本病院学会では7月に公開シンポジウムを開き、病院における防災・減災は防災マニュアルの作成と防災訓練等による防災意識を高める行動をする訓練の大切さを説いております。

そこでお尋ねしますが、市立病院の防災マニ

マニュアルと防災訓練はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

病院施設は特定防火対象物となり、防火管理が義務づけられております。したがって、毎年寒河江市立病院消防計画書を見直し、更新を行い、自衛消防隊を組織してマニュアルを整備しております。

防災訓練は年2回実施が義務づけられており、昨年度は10月30日に第一病棟の洗面室から火災が発生した想定のもと、通報、消火、避難訓練を実施しました。また、ことしの3月11日には職員に対して寒河江市立病院消防計画書に基づいて、事前に自分の役割を確認させ、時間を決めて全員に訓練火災のメールを配信、速やかに受信確認。受信時の各自の居場所における対応行動を確認する通報訓練を実施しております。ことしも火災による避難訓練や通報訓練等を実施する予定であります。実際の発生状況をイメージできるような防災訓練にしなければならぬと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 少し具体的なことでお尋ねをしたいというふうに思いますが、この防災・減災については、特に病院における問題においては火災の発生時における場合は、初期消火が非常に重要になってくるというようなことでもありますけれども、つまり初期消火を重点にして火のないところに逃げる、こういうようなことなんだそうではありますが、そのためには部分的な火災に食いとめて、延焼を食いとめながら煙の拡大などを防止して、患者やあるいは職員の皆さんがこの防災の区画の外に逃げるための場所を確保するというようなことが大変重要だということに言われておりますけれども、そしてまた患者さん等にも避難経路がわかるように、また

通路に物などを置かないように、常に注意する必要があるというふうに言われているわけでありましてけれども、多分市立病院はそのようになっていくというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

年に2回の防災訓練時に、自衛消防隊の行動を規定して、それを確認しております。さらに、院内の回診も行い、防災時に憂いのあるようなことがないように確認しております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** わかりました。ありがとうございます。

次に、病院の被災時と申しますか、広域災害の場合のことをちょっと伺いたいというふうに思いますが、対策本部が設置されて、そのことによって支援等の要請がなされた場合、病院事業管理者の業務命令等によって病院職員の派遣が可能な体制になっているのかどうか、労災補償の問題等もありますのでお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

先ほど述べました消防計画書のほか、当院では市内外において想定される災害に対処するため、災害対策医療マニュアルを整備しております。これでは、医療、救援業務を円滑かつ迅速に行うことを災害対策の基本姿勢としており、災害発生地との位置関係による当院の役割や医療機能の状況による院内外への対応を定めております。例えば、寒河江市が被災地内にあり、当院の医療機能が維持可能または一部が制限される程度であれば、病院機能の維持に努めるとともに災害医療体制を整備、構築し、災害派遣医療チームDMATや医療救護班の受け入れに

対応することとしております。ただし、当院の医療機能が維持できないほどの火災や倒壊の危険がある場合は、速やかに避難に努めることと定めております。

また、御質問のような広域災害時の対策としましては、当院の近隣で災害が発生したときは被災地の災害後方病院として機能を果たせるようにし、被災地が離れている場合には要請に応じた対応を行うことと定めております。どのような状況下においても、まずは病院の医療機能の維持、存続が可能なが前提とはなりますが、災害対策本部を初め関係機関から支援の要請があれば速やかにスタッフを派遣したいと考えております。

また、当院にはDMATの経験のある医師や災害支援ナースの研修を受講している看護師も多くおりますし、薬剤師や医療技術員を含め病院職員のほとんどが5年前の震災時に職務に当たっており、実際災害時の診療体制による医療行為を経験している者ばかりですので、派遣の要請があれば速やかに対応してまいりたいと考えております。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 若干、残り時間が気になりになってまいりましたが、次に選管委員長にお尋ねをしたいと思います。この前の第24回参議院選挙より18歳、19歳の皆さんに投票権が付与されたわけですが、県の選管によりますと県選挙区について全数調査を行った結果、その18歳、19歳の投票率は45.91%というふうに発表をしていたわけですが、そこで伺いたいというふうに思いますけれども、初めに

県内13市の18歳、19歳の投票率についてお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 児玉選挙管理委員会委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員会委員長** このたびの選挙におけます県内13市の投票率についてお答えいたします。

県選挙管理委員会の資料によりますと、18歳につきましては13市全体で51.19%でありました。最高が尾花沢市の61.54%、最低が酒田市の40.15%で、本市は56.49%で第4番目、13市全体より5.3ポイント高くなっております。

一方、19歳につきましては、最高が米沢市の49.39%、最低が酒田市の26.58%で、13市全体では39.26%でありました。本市はこちらも第4番目で44.03%、13市全体より4.77ポイント高い結果となっております。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、本市の年代別の投票率はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 児玉選挙管理委員会委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員会委員長** 年代別投票率についてお答えいたします。

市全体の投票率は60.84%でした。年代別には、若いほうから見ていきますと最も若い18歳は56.49%ですが、ここから21歳まで減少し、31.75%と最低値になります。22歳からは多少の増減を繰り返しながら、年齢が上がるに従って穏やかに上昇し、45歳で61%と市全体の投票率に達し、72歳で最高値の82.12%となります。

55歳から79歳までの全ての年代で70%を超えている状況にあり、大まかに見ますと若い年代ほど投票率が低いという状況にあります。

一方、今回の選挙から選挙権年齢が18歳になることから、昨年度、市内の2校の高校2年生、現3年生を対象にした出前講座を実施してきました。その効果を検証するため、18歳の方を誕



生日4月2日で区分し、高校生の投票率とみなし調査したところであり、その結果、4月2日以降生まれの18歳の方の投票率は、82.35%と年代別では最も高い投票率でございました。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 最後に、今回の投票率の結果を受けて、今後の選挙啓発等について伺いたいと思います。

○**国井輝明議長** 児玉選挙管理委員会委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員会委員長** 今後の課題と選挙啓発についてお答えいたします。

このたびの選挙結果では20代や30代の年齢の若い層の投票率が低く、若い世代の投票率をいかに向上させるかが課題となるところであります。また、一般的に選挙権年齢に達して初めて参加する選挙で投票率が低い世代は、その後の選挙においても投票率が低迷すると言われております。そこで、選挙権年齢に達した方をいかに投票に向かわせるかが重要であり、将来にわたり投票率を上げるためのポイントになると考えております。

今回の18歳選挙権の改正に合わせ、各高等学校では選挙について授業を取り入れていただきました。また、先ほど申しあげましたとおり、今回新たに高等学校に出向いての出前講座を行いました。さらに、18歳から20歳までの初めて選挙権を得た方への呼びかけのダイレクトメールを新たに送付いたしました。その結果、高校生の投票率が高いことからして、高校生を対象にした取り組みが非常に大きな効果となつてあらわれたものと認識しているところであります。

さらに、投票した高校生についてほとんどが家族の方との投票もあり、高校生の投票を推進することが全体の投票率の向上にも波及するものではないかと推測したところであります。

今後も選挙結果を受け、特に高校生に注目し、高等学校、県選挙管理委員会、明るい選挙推進

協議会と連携しながら、選挙権年齢に達する方々への取り組みを継続し、若年層の底上げを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、次期学習指導要領の改訂について教育長にお尋ねをしたいと思います。

既にこうしたことについて教育関係者からは不安視をする声が上がっておりますので、子供や教師に過剰な負担とならないことを願いつつ、以下質問をしたいと思います。

初めに、英語教育について伺いたいと思いますが、小学校では現在5、6年生の授業で「話す」「聞く」中心の外国語活動に取り組んでいますが、次期指導要領では3、4年生に前倒しして、5、6年生に週2こまの90分を教科化して「読む」「書く」に力を入れるとしております。

グローバル時代を念頭に、英語になれ早期教育を進めることが狙いのようではありますが、このことは、小学生英語だけで3年から6年生まで、週1こま分の授業がふえることとなります。中教審では、10から15分に分割して短時間ずつ組み込んだり、土曜日の活用を求めています。子供たちの下校時間が遅くなったり、週末の活動にも影響が出てくるというふうに思われます。ほかの教科へのしわ寄せがないかも心配でありますので、市教委の御見解を伺いたいと思います。

○**国井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 次期の学習指導要領についての御質問であります。小学校英語教育ということですが、8月1日に教育課程部会からまとめが発表されたわけでありまして、その中では文科省としては、子供たちが将来どういうふうな職業につくとしても、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図っていくとそういうことが非常に大事でありまして、そう

いう基礎的な力を育成するということが重要だ  
とこういう考え方から、小学校における英語教  
育を充実させていこうということでございます。  
そういう方向性が示されたということござい  
ます。

文科省におきましては、今お話がありました  
ように、その増加した分について時数がふえる  
ということでもありますけれども、例えばという  
ことで15分の短時間学習、これを設定する、あ  
るいは60分間の授業を設定する、それから長期  
休業中の学習活動や土曜日の活用、そして単純  
にふえた分の週当たりのコマ数を増加させると、  
こういうような例が示されているようでありま  
すけれども、これはそれぞれの地域とかあるい  
は学校、子供の実態、こういったものを、十分  
に実態を考えた上で柔軟に対処していかなくて  
はいけない、時間割を編成していかなくてはい  
けないとこういう考え方を示しているわけであ  
ります。

市教委といたしましては、今御指摘のように  
先生方が困難さを感じたり、あるいは戸惑った  
りすることのないように時間割を工夫したり、  
また他の教科等の学習、これへの影響なども十  
分に考慮をいたしまして対応していかなければ  
ならないと、こんなふうに考えております。

また、土曜日とか長期休業中の実施という  
ことについては、それをするかどうか、あるいは  
またそうした場合でも子供たちへの生活の影響  
なども十分に慎重に考え検討してまいりたいな  
というふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、コンピューターを活用す  
るプログラミング教育についてお尋ねをします。

これは、IT時代の人材教育として小中高校  
で導入し、理論的思考も育てていくもので、総  
合的な学習や理科、数学の授業などにも活用す  
るとしております。教科書の内容だけを覚える  
知識の延長でなく、知識を活用しみずから考え

る力を養う教育で、これも国際社会で活躍でき  
る人材を育てる狙いがあるとしていますが、言  
葉だけが先行し授業法が確立しているとは言え  
ず、現場には慎重論もあるというふうに聞いて  
おりますので、御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** プログラミング教育というこ  
とで、最近随分話題になっていることでありま  
すけれども、これにつきましては御案内のとおり  
かと思いますが、子供たちにコンピューター  
に意図した処理を行うよう指示する体験、こう  
いったものをさせながら、自分の意図する一連  
の活動を実現するためにはどういう動きが必要  
なのか、組み合わせが必要かということにつ  
いて実際に活動を行いながら、より意図した  
活動に近づくようにするにはどう改善してい  
けばいいかというようなことについて、論理的  
に考えていく力を育む教育だと言われているわ  
けであります。

これについてもプログラミング教育の導入に  
向けた文科省の動向を見据えながら、教育委員  
会といたしましても、先進的な実践というんで  
しょうか、先行的に取り組んでいる実践事例な  
ど資料を収集するなどして努めてまいりたいな  
というふうに思いますし、さらにICTの環境  
の整備とかあるいは効果的なプログラミングの  
教育を実現するための教員の研修、この充実、  
そしてさらには、学校だけで、教師だけで抱え  
込むのではなくて、外部人材なども活用して指  
導體制を工夫してやっていきたいものだという  
ふうに思いますので、そういったことも含めて  
検討をしてみたいなと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、前のこととも重なり合う  
部分があるというふうに思いますが、授業時間  
の確保と教員の多忙化についてお尋ねをいたし  
ます。

時代のニーズに合わせて教育内容を見直すこ

とは理解できますけれども、一方で学ぶ量がふえ過ぎたり、あるいは駆け足の授業にならないかというふうな心配もあるようであります。

前回の指導要領では、脱ゆとりの方針で学習内容が減ったため1つのテーマを学習する時間が減ったというふうな声も耳にしております。子供たちの可能性を引き出すには、多様な教育が効果的であるというふうに思いますけれども、しかしメニューをふやして授業の中に積み込み過ぎれば、逆に学ぶ意欲が失われるような場合も考えられます。御承知のように、教育現場は今でも多忙であり、さらに拍車がかかることが懸念されますが、どのように対応される考えか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 教員の多忙化についてお答えを申しあげたいと思います。

学校教育の中では、確かな学力を育成するというので、現在は習得、活用、探求というこういう学びの過程を大事にしながら、それぞれ学級での発表、話し合い、あるいはグループでの話し合い、発表、こういった言語活動というものを大事にしたり、人や社会や自然、環境、こういったものと直接的にかかわる体験活動などにも力を入れているところであります。さらには、先ほどお話がございました英語学習、プログラミング教育など社会や時代の要請に応じた教育というものにも取り組んでいかなければならないということでもあります。

これらの教育活動というものを充実させていくには、教員が十分な教材研究を行って、そして学習内容を精選して子供たちともに教科の本質に迫る授業というものを展開していかななくてはいけないなど、そういうことが大事だなどというふうに思います。しかしながら、御承知のとおり学習指導のみならず、教員には、学校には生徒指導の問題、特別支援教育の問題、そして部活動指導のこと、さらには保護者や地域との

連携、かかわり、こういった問題など教員を取り巻く環境というのはまさに多岐にわたっているということでございます。そういう状況から、現在も教員の多忙化というものが大きく問題視されているというところであります。

この問題に関しては、教育委員会といたしましても多忙化の軽減、解消を図るために公務の情報化を推進したり、あるいは地域人材の積極的な活用、そして調査物や報告等の軽減、簡素化に努めたりしてまいっているわけでありまして、今後もこれまで以上にできる限りの学校への負担を減らせるよう、文科省あるいは県とのつながりの中で教員の多忙化の軽減解消に鋭意努めてまいりたいなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、指導要領のもう一つの柱でありますアクティブ・ラーニングについてお尋ねをしたいと思います。

これは、思考力や表現力を重視するものでありまして、その象徴は知識を活用し討論や意見発表を通じて課題を学習する形態で、学習意欲を高める効果があるとされているわけでありまして。

しかし、一方で、具体的に何をすればよいのかという現場の教育関係者に既に戸惑いの声があるというふうに伺っております。理念が先行する中で、総合的な学習時間を導入したときのように現場に混乱を来す懸念がありまして、疑問符を呈さざるを得ないというふうに思います。教育委員会の御見解を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** アクティブ・ラーニングということの御質問でありますけれども、これまでの学習指導要領の改訂では主に何を学ぶかということの学習内容の面が注目されてきたわけでありまして。これに対して、次期の学習指導要領では、こういう内容面だけでなく「何ができるようになるか」、そして「どのように学ぶか」、

こういう学び方そのものについても触れているということが特色になるわけです。この「どのように学ぶか」にかかわって提唱されているのが、課題の発見、解決に向けた主体的・協働的、あるいは対話的で深い学びと言われるわけですが、アクティブ・ラーニングとこういうふうに言われております。

現在、本県では児童生徒がみずから課題を見つけてみずから考えて主体的に解決をしていく探求型学習というのを推進しているわけです。この探求型学習がこのアクティブ・ラーニングに通じるものであり、同義のものだとかいうふうに捉えております。今、本市では友達と一緒に考え合う学習とか自分の考え、疑問、理由をお互いに出し合って解決していく学習など探求型の学習が今まで以上に授業の中で大切にされているということがございます。それが子供たちの確かな学びに結びつくようになっている。

こういった状況を踏まえ、教育委員会といたしましてもアクティブ・ラーニングが提唱されたから何か新しいものを一からスタートさせてやるということではなくて、これまで各教科等、あるいは総合的な学習の中で取り組んできた主体的な問題解決学習、課題解決学習、こういったものを積極的に取り組んでいくことがアクティブ・ラーニングにつながっていくものだとこんなふうには捉えているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、学習指導要領の件とは直接かわりないことでありますけれども、これこそが重要だなというふうに思っ取り上げたところではありますが、日本語の基礎的読解力を優先する教育についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以下は、東大入試に挑戦する人工知能 A I 「東ロボくん」を開発中の国立情報科学研究所の新井紀子教授が、将来人工知能と仕事を分け合うのは人工知能の不得意とされる読解力の分

野だとの考え方をもとに、東京や埼玉の中高生を対象にして昨年度実施した読解力の調査結果と生徒に課した設問の一つであります。その設問は、「仏教は東南アジア、東アジアに、キリスト教はヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニアに、イスラム教は北アフリカ、西アジア、中央アジア、東南アジアにおもに広がっている」、それで「オセアニアに広がっているのは何か」というふうな問いであります。4 択の問題でありますけれども、その答えは「A ヒンズー教」「B キリスト教」「C イスラム教」「D 仏教」というふうになっておりますけれども、正解は「B」のキリスト教であります。公立中学校の正解率は53%で、「A」と誤って答えた数値はゼロ%、「C」は12%、「D」は35%というふうになっており、公立高校での正解率は81%という結果だったそうであります。

この公立中学校での約半数が間違った答え、誤答というのは、教育関係者にも非常に衝撃をもって受けとめられているというふうに言われております。調査を受け入れた戸田市では、具体的な指導法研究に動き出しているというふうに言われています。

私は、この調査結果は足元をおろそかにしたまま新たなことを積み上げる、つまり砂上の楼閣にならないよう警鐘を鳴らしているというふうに考えるわけではありますが、教育委員会の御所見を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** ただいま内藤議員から紹介いただきました新井教授の調査結果ということでもありますけれども、子供たちが教科書をきちんと読めていない、読み取っていないということが示唆されているのかなというふうに思います。教科書などに書かれている文章を読んで、その内容を的確に理解するという基礎的な読解力というのは、子供たちがさまざまな学習活動というものを展開していくわけでもありますけれども、

そういう学習を進めていく上で大変重要な能力だというふうに考えております。それにもかかわらず、ある程度の子供たちが実は問題文や教科書を正確に読み取っていない、読み取れていない、そういう可能性が示唆されたことになるというふうに思います。

新井教授は、全ての子供が義務教育修了時に中学校の教科書を読めるだけの読解力を身につけることの大切さというものを指摘されておりますけれども、これは国語科の学習のみならず、全ての教科領域における学習にかかわる問題、課題であるというふうに思っておりますので、市教委といたしましては、実際には内容を正確に読み取れていないにもかかわらず、そのことが問題視されることなく、何となく次の学習に流れていくような、そういうことがないようにしなければならないなど考えているところであります。

そのために、学校現場とも課題というものを共有して基礎的な読解力の育成というものを日常的に、日々の授業の中で育めるように指導、支援してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ただいまの問題は、つまり文章の中での係り受け構造が理解できないというふうな問題を指摘しているようでありまして、つまり日本語の文章を語句や文節の修飾の関係などもきちっとわかるようにやっぱりしていくことが教育の私は基本じゃないのかなというふうに思っておりますので、さらに現場では研さんを積まれるような形で御指導を願いたいというふうに思っているところでございます。

基礎的な部分をおろそかにしないでというようなことを申しあげましたけれども、ぜひさらに研究を重ねていただきたいというふうに思っているところであります。本市の状態については私もわかりませんが、ぜひそんなことも調査の一つになど加えていただければありが

たいなというふうに思っております。

さて、最後に2019年に実施される予定の英語の学力テストについてお尋ねしたいと思います。

文科省は、さきに中学、高校の生徒の英語力向上推進プランを発表し、中学3年生全員を対象にした英語の学力テストを新設する方針を明らかにし、「読む」「書く」「話す」「聞く」の4技能をはかり、指導の改善につなげるとしております。

ところで、この新テスト問題については民間試験のノウハウを生かしながら独自に開発する方針で、「話す」に関する調査は教員との対面式で10分程度を目安にしていると報じられているところでありますが、そこでお尋ねをいたしますけれども、中学校における英語の教員は限定をされているわけでありまして、全員を対象にするというふうになりますと、当然のことながら問題が生じてくるというふうに思われるところでありますが、教育委員会ではこうしたことについて現時点でどのように対応される考えか承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 内藤議員御指摘のように、今英語の「読む」「聞く」「書く」「話す」の4つの技能をはかるために、平成31年度から3年に1回程度、全国学力・学習状況調査において中学校3年生を対象に英語を加えて実施することが示されております。この中で、「読む」「聞く」の領域についてはマークシート方式で、そして「書く」領域については短文記述式などのやり方で行うと。そして、「話す」については「読む」「聞く」「書く」とは別日程で、対面式で調査が検討されているというふうに聞いております。

御指摘のように、中学校における英語科の教員には限りがございますので、対面式の調査となりますと、なかなか課題も多いというふうに言われております。次のような検討が具体的に

はなされているようではありますが、それは、1つは「読む」「聞く」「書く」は1日の実施で、「話す」についてはできるだけ短期間で実施すると。例えば、1カ月ないし1カ月半の期間の中で実施する。2つには、パソコンやタブレット、こういったものを活用した音声録音による調査を検討している。3つには、「話す」の調査の採点については評価者としての質の確保ということもありますので、事前に研修を行う。

4つに、英語担当教員、先ほどありました、限られているわけですので、担当教員以外の教員の協力、採点者の確保が困難な場合における他校との連携など具体的な運営体制に関する検討も行われているというふうに聞いております。

このほかにも、これまでにないさまざまな内容、方法も検討されているようではありますが、まだ具体的にはこちらには示されているわけではございません。教育委員会といたしましてもこれらの動向、これからの動向を十分に注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 先のことでですからまだはっきりしていない部分があるというふうに思いますけれども、そういう意味で今後いろいろな問題が出てくるというふうに思いますので、それらを踏まえて対応していただきたいなというふうに思っているところであります。

今、御答弁なされた数点については、それぞれ問題点もあるというふうに思います。例えば、担当以外の教員とかになりますと、それで本当に大丈夫なんだろうかというふうな思いもありますし、例えば他校との兼ね合いでというふうなことになりますと、時間的な差も出てくるでございましょうし、いろんな問題が惹起するというふうに思いますが、前にも申しあげましたとおり、多忙な教員の負担増にならないようにぜひ配慮をしながら実施されるように望みたいと

いうふうに思っているところであります。

これまでを総括して申しあげますと、質問の中が多かったわけでちょっと駆け足になってしまいましたけれども、足りないところはまた次の機会ですらに詰めるような工夫をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 石山 忠議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号18番について、8番石山 忠議員。

○**石山 忠議員** 9月定例会の一般質問の最後となりましたが、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

南米大陸初のリオデジャネイロオリンピックが史上最多の205の国、地域などの選手団1万人以上が28競技306種目で熱戦を繰り広げ、日本は金12、銀8、銅21の過去最多の41個のメダルを獲得し閉会しました。寒河江からの出場者が欲しかったと思ひながらも、たくさんの感動を味わったその後に観測史上初の動きを見せた台風10号による記録的な大雨により、主に岩手、北海道に大きな被害をもたらしました。被災された皆様に心からお見舞いを申しあげたいと思ひます。近年、日本列島が前例のない天候に脅かされているように、国際的にも国内的にも先行きが見通せない経済情勢が続いていると感じています。

さて、通告番号18番、平成27年度の決算と市政運営について。一般会計・特別会計等決算の課題認識と対策についてお伺ひいたします。

初めに、平成27年度寒河江市一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書によりますと、歳入の自主財源では市民税で法人分の税率引き下げなどにより8.7%の減、個人分は3%の増により0.5%の増加となり、固定資産税は3.2%、

都市計画税4.3%それぞれ減少し、市税全体では前年度比1.6%減少しています。

本年度から動き出した寒河江市行財政改革アクションプランでも安定した自主財源の確保と、健全で持続可能な財政運営に取り組む方向性を示しておられます。そこで、市税の状況のみを申しあげましたけれども、特別会計や使用料などを含めた収納状況を踏まえ、この結果を受けて自主財源の確保のためどのような課題を持たれたのか、さらにその対策についてどのようにお考えなのか伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 石山議員から平成27年度の決算の課題認識と対策ということで御質問をいただきましたが、27年度につきましては新第5次振興計画の最終年ということもありまして、振興計画の着実な実現、さらには課題であります子育て支援の充実、そして安全・安心なまちづくり、さらには昨年10月に策定をいたしましたさがえ未来創成戦略の事業展開ということで努めてまいりました。その結果、一般会計及び特別会計の総額では、歳入歳出差し引きの実質収支が9億6,647万円、単年度収支は1億5,857万3,000円の黒字というふうになったところでございます。

特に、一般会計におきましては、自主財源が寄附金や繰越金などの増加によりまして前年度に比べ約9億6,700万円、13.3%と大きな伸びを示したところでございます。依存財源につきましても、県支出金や市債などの減少はありましたが、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金などの増加によりまして前年度比約4億3,000万円、4.8%増となったところでございます。歳入全体に占める自主財源は46.6%ということで、前年度比1.9ポイント高くなったところでございます。

また、財政力の強さを示す財政力指数については0.525でありました。また、財政構造の弾

力性を示す経常収支比率は87.2%、将来財政構造の弾力性を示す実質公債費比率は10.8%と年々改善をしてきているところでありますが、引き続き健全化財政に努めていかなければならないというふうに思っております。

近年の市税収入につきましては、先ほど御質問にもありましたが、歳入の約30%前後で推移をしているところでございます。また、自主財源比率については約40%前後、四十数%ということで推移をしておりました。ただ、平成27年度は御案内のとおりふるさと納税がございまして、その関係で自主財源比率46.6%と高くなっているところでございます。

今、第6次振興計画がスタートしているわけでありまして、今後10年間を展望していきますと、高齢化の進展によりまして社会保障費がますます増大してくるということが予想されます。また、市の全体人口あるいは生産年齢人口の減少ということで、市税などの収入の伸び悩み、また地方交付税、補助金の減少などが予測されるところでありまして、そういう意味では厳しい財政運営というものが想定されるということでございます。したがって、より長期的な視点に立って健全な財政運営を図っていくということが大事であります。将来都市像「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を実現していくためにも広域的な連携の強化、既存事業の適切な評価によるスクラップ・アンド・ビルドの徹底、さらには民間活力の活用による行政事務のさらなる効率化、市有財産の計画的な活用などを推進していく必要がございます。

加えまして、先ほども申しあげましたが、ふるさと納税制度などのさらに積極的な活用を図りつつ、市税や保育料、市営住宅の使用料などの収納率の向上による自主財源の確保を図っていく必要があるかというふうに思います。こうした取り組みを進めながら、地方創生戦略に

基づいて地域の雇用を生み出して、地域に根差した産業を育成して豊かな資源をさらに磨いて、魅力を発信することで交流人口及び定住・移住人口の増を図っていくと。そして、子供を産み育てやすい環境をつくっていくといった総合的な施策を進めていく。そして、そのことが安定的な財政運営の確立につながっていくというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** ただいまの御答弁を受けながら、新第5次振興計画の最終年度の決算であったということを踏まえ、と同時に28年度からは第6次振興計画が動き出したという状況を踏まえながら、続けて質問させていただきます。

本年度から動き出した第6次振興計画の行動計画の財政計画への関連についてお伺いいたします。先ほど市長のほうからの答弁で若干触れられたと思いますが、振興計画においては市民ニーズを捉えた行財政運営の安定的な財政運営の推進として施策を掲げておられます。行動計画の財政計画は、この27年度の決算前に立てられたことから予測は困難と思えますけれども、若干触れられました。昨今の新聞では、もう既にふるさと納税の実績も相当いい方向に向かわれていると報道になっておりますけれども、27年度決算を受けてさらに財政計画への影響等をもう少し詳しくお話しいただければありがたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 27年度の決算を受けて、先ほど御答弁申しあげましたが、いろんなこれからの6次振興計画の着実な推進を図っていくためにさまざまな施策を展開していく上で、やはり基本となる財政的な基盤というものもきちっと確保していくということが大事であろうかというふうに思います。

ふるさと納税のお話もありましたが、今後10年間もふるさと納税が続くかどうかということ

もなかなか見通せないということでもありますので、基本的な、基礎的な収入源の確保という意味で、税金などについてもきちっと確保する見通しを立てていくということが大事だろうというふうに思います。

そういう意味では、やはり地域の産業を振興し、そういう税金の財源というんですかね、税金源を確保していく、そういう育成を図る醸成をしていくということが、将来的にそれが市の財政にはね返ってくるというふうにも思いますので、そういったところはやっぱり怠りなく着実に進めていかなければならないと認識をしております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 今のお答えを受けて、市税等の収納状況についてお伺いをいたします。

収入未済額は、市税5.1%、下水道使用料4.9%、国民健康保険税2.4%と減少はしているものの多額の公金であることには変わりがないことから、公費負担の公平性の観点からもその対策などの考えをお伺いいたします。

さらに、不納欠損額について市税では56.8%減、国民健康保険税では53.4%の減、滞納繰越分についても市税の収入率が18.6%、国保税が18.7%と前年度と比較し伸びております。取り組みの結果について当局の御努力を評価いたしますが、他の特別会計も含めて多重未納者の現状、未納の分析、主な原因や課題についての認識と対策についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成27年度末の収入未済額については、先ほど石山議員のほうからパーセンテージの披露がございましたが、額で言いますと市税で約2億6,800万円、下水道使用料で約2,400万円、国民健康保険税で約3億1,300万円ということで、減少はしているもののまだまだ多額の収入未済額が残っている状況でございます。



この解消については、先ほど御指摘ありましたとおり公費負担の公平性の観点、さらには一般財源の確保という観点からも大変重要な課題だというふうに我々は思っているところであります。現在その解消を目指して取り組みを進めているところであります。

4つの取り組みを進めているところでありますが、1つは納税相談の充実強化ということであります。毎週月曜日に窓口業務を午後6時半まで延長しております。また、特別納税相談日として5月、12月、3月の年3回、日曜日を含む1週間で、平日は午後7時まで延長し、日曜日は午後4時まで納税相談に取り組んで受け付けているとこういうことでございます。

2つ目は、滞納整理の促進ということでございます。滞納整理につきましては、納税相談の充実によりまして未納者の生活実態を把握しながら担税力に応じた滞納処分の執行停止の判断を行いつつ、悪質な滞納者に対しては差し押さえなどの毅然とした処分を行っているところでございます。

3つ目は、納税コールセンターの活用ということでございます。新規滞納者発生の未然防止と累積滞納者の抑止を図っていくことを狙いとしておりますが、未納額の少ない、早い段階で電話の納付の案内を積極的に展開をしているところでございます。

4つ目は、納付環境の整備ということでありますが、市税などの納付が平成26年度からコンビニで可能となっております。また、下水道に関しても水道事業所と連携をして督促状、催促書の送付や、収納強化期間を設定して家庭訪問などの実施をして納付相談を行っているところでございます。

今後ともこの4つの対策を中心に進めながら収入未済額の解消を進め、税や使用料等の公平性が損なわれることのないよう対処していかねばならないというふうに思います。

それで、市税などの未納者の実態でございますけれども、主な原因としては、御案内かと思いますが、厳しい経営状況の中で自営業者の方の売り上げ減少とか廃業、さらには企業の業績不振によるリストラや退職などによって収入が減少すること、さらには突然の病気やけが、離婚などをきっかけとして生活状況が一変して多重未納になるケースが多くあるということでございます。

平成27年度、現年度課税分についてでございますけれども、市税と国民健康保険税の両方が未納となっている方は約250名でございます。こうした多重未納者の方に対しては、生活の実態を把握しながらその担税力を見きわめることが大事と考えておりますので、未納者の財産調査を行うとともに積極的に接触の機会をつくって、丁寧な納税相談に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 税金といわゆる公費の負担ですが、大体の市民の90%以上の方は一生懸命働いて一生懸命納税をして、自分の住むまちをよくしよう、そのための財源をつくろうということで頑張っているらっしゃる。

今の市長の話にもありましたけれども、多重の場合、多重債務者といいますが、未納者については250名程度だとしますと、数%。その数%のために市の職員という皆さんが日々努力をして、先ほど御説明いただきましたけれども、4つの取り組みということで納税相談を初めさまざまな取り組みをされているわけです。多分、徴税費の90%以上はその少数の人のために使わざるを得ないというのが現状かなというふうに思っています。それにつけても、自主財源あるいは諸税、使用料の確保のために御努力されている皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

その自主財源確保の目的としましては、先ほど申しあげましたように、自分たちが住みよ

いまちづくりのための大きな財源であるという共通目的があるのかなというふうに思っています。

そこで最後に、市政運営、施策の推進に当たりまして行動計画に寒河江市の将来を見据えた広範な事業展開が示されておりますけれども、新たな事業の大切さを認めさせていただきますけれども、さらにこの市議会においても先輩や同僚議員が地域のニーズを受けて、一般質問を通してそれぞれ本市の将来を展望し、建設的な御提案をされていると思います。収納の対策、滞納整理、非常に好んでやれる仕事ではありません。でも、そのことが目的に実現されるために努力しているわけですから、我々市議会としましても将来を展望していろいろと御提言をしているということを受けて、古きをたずね新しきを知るということまでいかないかもしれませんが、市長、課長の皆さんを初め全職員が過去の一般質問等を精査し、取り組んでこられた事項を検証されることを望みたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々は、行政は当然のことながら、市民の幸せの追求に努力をしていくという使命を持っているわけでありまして、また4万2,000寒河江市民の皆さんには、多様な生活があるわけでありまして。そういう意味で、各議員の皆さんの議員活動の中でさまざまな地域の皆さんの声を受けとめていろいろな質問、そういうことを踏まえてこの議場の場で質問をいただいている。我々もこれまでのそういう質問の内容あるいは経過なども十分踏まえながら、これからの先の行政運営を間違いのない方向にしていかなければならないというふうに思います。

そういう意味で、温故知新ではありませんけれども、できるだけそういう経過、歴史というものを踏まえた上で未来が進んでいくんだというふうなことを肝に銘じながら、間違いのない

方向に進めるよう、さらに議員各位にはいろいろな面で御指導をいただければなというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休 憩 午後1時58分

再 開 午後2時10分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、丹野副市長については、公務のため退席となる旨の報告を受けておりますので、御了承願います。

石山議員。

○**石山 忠議員** 英国のEU離脱により世界中で株価は大幅に下がり、日米、アジアにも大きな影響を及ぼし、さらに円高の影響で日本からの輸出が低迷しました。輸出の減少傾向が続けば、日本の国内総生産GDPを押し下げるという懸念も出ています。国内では少子高齢化の加速や、先ほど市長の答弁にもありましたように、人口減少社会の到来などにより就労人口の減などに加えて、賃金伸び悩みなど国内需要の伸びが期待できない厳しい地域経済情勢下にあります。

総務省が8月26日に発表した7月の全国消費者物価指数も前年度比0.5%下落し、マイナスは5カ月連続となりました。

このような情勢の中、本市の財政力指数等の推移を見ますと、先ほど市長から答弁がありました、財政力指数0.525を初め経常収支比率、実質公債費とも、この厳しい状況下の中で大変努力されてこられた数字があらわれていることは評価いたしますが、第6次寒河江市振興計画で掲げた将来都市像「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ 寒河江」の実現のため、自主財源の確保は重要な課題だと思いますので、さらに佐藤市長を先頭に全職員が英知を結集し課題解決のため取り組まれることを期待いたしま

す。

続いて、寒河江市立病院事業会計決算の課題認識と対策についてお伺いいたします。

寒河江市公営企業会計決算審査意見書によれば、寒河江市立病院アクションプランに基づき、持続可能な市民密着型病院を目指し改革を進めるとともに、プロジェクトチームによる経営改善活動の実施や医療機器の計画的な更新や購入を図るなど経営健全化の取り組みを行い、病院事業収益は0.2%増加し、医業収益としては2.8%増加したとして病院事業費用とともに内容を説明されています。

さらに、病院事業収益で経常収支が一般会計からの繰入金繰り入れ基準額を3億1,013万4,000円上回り、多額の基準外繰り入れとなっています。また、未収金についても約3,300万円に上るなど、これは平成27年度の納期未到来部分も含んでいますが、特に平成23年度以前分を中心に約2,600万円未収金があります。患者数の推移や病床利用率など厳しい状況だと思えます。

行財政改革アクションプランにおいても企業会計や特別会計への繰出金の削減を示し、精査と確認を進めるとしてあります。本年度から地方公営企業法を全部適用し新たな経営体制となりましたが、病院事業管理者としてこの状況とアクションプランを踏まえて現状の課題をどのように捉えておられるのか、さらにその対策についてお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

平成28年4月から病院事業管理者を拝命し5カ月が過ぎ、最近の医療環境の変化に対し、迅速、柔軟かつ効率的に対応し、また地域の中核医療機関としての機能強化と健全経営につなげられるよう、日々努めているところであります。

御指摘のとおり、平成27年度は収益的収入に

対して5億8,000万円が一般会計から病院会計に繰り入れられており、医師不足による経営補填分の繰り入れが多額となっております。この医師不足による医業収益の低迷が重要な要因と考えており、医師確保対策に向けて山形大学医学部に対し困窮する当院の状況を要望書として提出しております。引き続きこれまで以上に要望活動に取り組み、常勤、非常勤を問わず少しでも医師不足の解消につながるよう、医師確保対策活動に取り組みまいります。

また、現在勤務している医師の高齢化に伴い、当直体制の見直しに取り組み、市民の方々のニーズに十分お応えできるよう効率的な診療体制を構築してまいりたいと考えております。

また、さきに策定した寒河江市立病院アクションプランに基づき、住民ニーズに応えるため平成25年から療養病棟を開設して3年以上経過しておりますが、病床利用率は平成25年度が70%、26年度が72%、27年度が75.4%と着実に伸びてきており、28年度8月までの病床利用率は77.4%とさらに上昇しております。一般病床については、平成25年度は54.6%、26年度が56.1%、27年度は54%と病床利用率が低い状況が続いておりました。効率的なベッドコントロールに努めた結果、28年8月末現在では60.0%と伸びが見られます。病床稼働率アップが経営改善への重要な課題と認識し、改善に取り組んでおります。

また、医療の質を引き上げることにより、各種加算を取得し経営改善を図る活動に、職員みずから努めております。今年度9月から医療の安全体制強化構築により、医療安全管理加算が算定可能になりました。また、今後は入院患者様の栄養状態の改善にチームで取り組む体制をつくり、栄養サポートチーム加算、合併症が出始めた糖尿病患者様への指導体制の整備により糖尿病透析予防指導管理料算定など実現に向けて、研修と体制整備に努めております。このよ

うな取り組みは、医業収益増の効果は大きくはありませんが、良質の医療を提供することで増収につなげるといふ試みであり、病院本来のあるべき姿として今後も推進していく所存です。

また、外来患者数の確保による外来医業収益増を踏まえ、地域住民への予防医療サービスの強化の取り組みも開始しました。この9月から、病院独自に上部消化管内視鏡による胃ドックを始めており、今後も実現可能なものから速やかに取り組む所存です。

また、経費の削減方策では高利率債の繰り上げ償還の効果も見え始め、繰り出し金を除いた経常収益もここ3年は増収が続いてきております。

次に、御指摘がありました個人の患者さんに対する未収金につきましては、段階に応じた回収方法で実施しております。まず、請求日から2カ月後に納入未確認者へ督促状を発送、その後、支払いの確認のできない方について翌月に催促状を発送し収納をお願いしているところであります。それでも支払いのない方につきましては、催告状を発送した2カ月後に最終催告書を送付して未収金の収納に当たっております。

平成27年度からは、新たに連帯保証人の方への通知、支払いをお願いしながら回収に当たっております。この結果、平成27年度の個人未収金は、平成28年6月末で2,975万円となり、昨年度同月の3,190万円に比べると約210万円減少し、未収金の縮減につながっております。

ただし、個人負担の大きい入院費の未収金については、患者さんそれぞれ個別に相談を受けながら、生活の状況や経済状況によっては分割支払い等を促しながら対応しているところであります。

寒河江市立病院の経営は早急に健全化が必要な重篤な状態であると認識しており、改善に向けて職員一丸となって迅速に取り組んでいるところでございます。以上です。

○**国井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** ドクターの不足というのは相当大的なのは、認識をしております。聞くところによりますと、ドクターお一人当たりの医業収益としては約3億円とも4億円とも言われますし、ドクターが充実していれば、先ほど管理者のほうから出ました病床稼働率のアップあるいは地域医療、市民の健康を守る手だてというものが充実するという、まずはドクターというのは、本当に確保するためには大変だと思いますけれども、ぜひ御努力をお願いしたいなというふうに思います。

次に、地域医療構想についてお伺いいたします。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護に大きなニーズが見込まれる2025年を見据えて、平成26年に医療介護総合確保推進法が成立し、県では将来の医療需要と必要病床数を示すとともに、目指すべき医療提供体制を実現するための施策として地域医療構想を策定、市町村への説明をされると伺っておりますけれども、病院事業の健全化と将来構想に重要な課題だと思いますので、その状況についてお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

医療介護総合確保推進法により都道府県が2次医療圏単位での地域医療構想を策定すべく、県では9月ごろをめどに作業が進められております。御案内のとおり、地域医療構想は2025年に向けて病床の機能分化、連携を進めるために医療機能ごとの医療需要と病床の必要量等を推計し定めるものであり、それに基づき各病院における病床機能や病床数を定めることとなります。

総務省が示した新公立病院改革ガイドラインでは、全国の公立病院に対し新たな改革プランの策定を要請していますが、その策定に当たり

地域医療構想との整合性を十分にとることも要請しております。

寒河江市立病院では、病院の基本理念に沿い地域医療構想との整合がとられた寒河江市立病院新改革プランを策定すべく、プランの策定段階から職員の改革意識の醸成を図るため、院内の各セクションの代表で構成する新改革プラン策定事務局会議を組織し協議を進め、管理職で構成する同院内検討委員会により協議を重ねております。その中で、現状分析による課題の洗い出し、共同作業による経営に対する共通認識の醸成、理想や目標の実現のためのシステム構築と具体的数値目標の設定へと進んできております。また、同時に医業収益の向上や費用の削減、健全経営につながる改革案中、即時実行可能な取り組みは前倒しで実践と検証を既に開始しております。

今後、さらに市民を含めた市及び関係機関の代表者による市策定検討委員会による協議へと進めていくこととなります。地域の中核医療機関として市民のニーズに沿った良質な医療の提供と健全経営につながる、実効性にすぐれ、地域医療機関とのバランスのとれた新改革プランの策定作業を進めております。以上です。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 地域医療は住民にとってまさに命を守るセーフティネットです。地域住民の安心と安全を守り、地域創生の最も基盤となるものと思っています。

このたび、先ほど管理者から御答弁ありましたけれども、胃ドックの開始が示され、大腸ドックや脳ドックについても総合に検討していくと病院事業管理者から御説明をいただきました。市民にとっては、大変喜ばしいことだと思います。病院事業管理者は組織や人事についての権限を有しています。寒河江市立病院事業報告書の中でも、今後変化していく医療環境に対して迅速、柔軟かつ効率的な対応が可能とあります

ので、引き続き地域における中核医療機関として病院機能の強化をより一層目指してまいりますと述べ、先ほどの答弁にも同様に述べられております。

そこではお願いですが、病院事業管理者には病院内での業務もあると思いますが、本議会の委員会や分科会はともかく、本会議や一般質問の場に出席され、市政の状況を共有していただきたいと望みますけれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

議会への出席については、市立病院に関する議案や一般質問がある場合については本会議に出席させていただきます。このたびは市立病院事業会計決算が認定に付されておりますので、決算特別委員会や厚生文教分科会にも出席し、説明をさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

今後につきましても、病院事業に関する議案が提出された場合には委員会、分科会にも出席し議員の皆様にご説明申しあげ、十分な議論をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 病院事業のみならず寒河江市の状況、そういったものもぜひ御認識をいただいて、共通の状況を共有するという思いを伝えたところでした。これには、委員会までと今御答弁ありましたけれども、市長や教育長、農業委員会会長、監査委員、選挙管理委員長、各行政委員会のトップが出席されている現状に鑑み、ぜひ御検討をお願いしまして私の一般質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

散 会 午後2時29分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。